

# 令和3年度 若者の多彩な出会い推進事業補助金公募要項

## 1 目的

少子化、未婚・晩婚化の進展が深刻化する中、独身者を対象とした出会いイベントを実施する団体に対して補助金を交付し、若者の出会いや交流を創出することで長岡に定着する若者の増加を目指すもの。

## 2 申請対象者

以下の(1)から(3)の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 令和3年4月1日時点において20歳以上の代表者を有し、2人以上で構成される団体であること（市民団体やサークル、一時的な目的を持って設立された実行委員会などの任意団体のほか、営利法人を除く法人格を有する団体を含む）
- (2) 訴訟や法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと
- (3) 暴力団等の反社会的勢力ではないこと、また反社会的勢力との関係を有する者ではないこと

## 3 補助対象事業

交流会や文化・スポーツイベントなど、若者が気軽に参加できるイベントであり、原則として以下の(1)から(10)の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 男女の出会いを目的とするもの
- (2) 長岡市内で開催するもの
- (3) 参加者を20歳以上の独身者とし、40歳未満の若者を主たる対象者とするもの
- (4) 定員を男女各10人以上とし、広く募集を行うもの
- (5) 参加申込が定員を超えた場合は抽選とし、市内在住または勤務する者の参加を優先するもの
- (6) 参加者から参加費を徴収し、その額を本人が消費する実費程度（飲食費等）とするもの
- (7) イベントの中でカップリングを行い、希望の合致した男女が連絡先を交換する機会を設けるもの
- (8) 参加者が安全に参加できるよう十分に配慮し、身分証明書（運転免許証や健康保険被保険者証等）により本人確認を行うもの
- (9) 主催者の責任において、国・県・市等が示すガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染症予防対策を講じるもの
- (10) 以下のいずれにも合致しないもの
  - ア 営利を主目的とするもの
  - イ 公序良俗に反するもの
  - ウ 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断されるもの

エ 国（独立行政法人を含む）、県、市など他の補助金等を活用するもの、または同一の事業計画で他の補助金等を申請中のもの

#### 4 補助金の額

補助対象経費の合計の10/10以内の額とし、上限額は1事業につき100,000円とする。

#### 5 補助対象経費

以下の(1)から(4)の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 使用目的が事業の実施に必要なものと明確に特定できる経費
- (2) 交付決定通知後の契約・発注により発生した経費
- (3) 領収証によって金額・支払先等が確認できる経費
- (4) なおおか・若者・しごと機構が認める経費

<補助対象とする経費（例）>

- ・ 広報費（ポスター・チラシ制作費、SNS 広告費 など）
- ・ 消耗品費（衛生用品を含むイベントで使用する物品の購入に係る費用 など）
- ・ 使用料・賃借料（会場使用料、機械器具等レンタル料、バス等借上料 など）
- ・ 謝金（依頼した専門家や外部スタッフに支払う費用 など）
- ・ 委託料（申込受付サイト制作委託料 など）
- ・ 手数料（各種申請等に係る費用、振込手数料 など）
- ・ 保険料（イベント保険掛金、ボランティア保険掛金 など）

<補助対象としない経費（例）>

- ・ 飲食費（依頼した専門家等の賄、調理実習等を行うための材料費を除く）
- ・ 旅費・交通費（依頼した専門家等に支払う費用を除く）
- ・ 記念品及び土産代（体験実習等を行うための材料費を除く）
- ・ 賞金及び賞品代
- ・ 申請団体構成員の人件費
- ・ 申請団体構成員の移動に係る燃料費及び駐車料金
- ・ 備品（1万円以上の物品）の購入費用

#### 6 補助対象期間

原則として交付決定日から令和4年2月28日までに事業を実施完了するものとする。

#### 7 申請期間

原則として令和3年4月1日から令和3年12月28日までとし、予算額に達した時点で終了とする。

## 8 申請期限

原則としてイベントを開催する2月前（土日・祝日にあたる場合はその前日）までとする。

## 9 補助金交付までの流れ

### (1) 申請

申請者は、申請期限までに〔様式1〕若者の多彩な出会い推進事業補助金交付等申請書（以下、申請書という。）を事務局に提出する。

### (2) 審査

事務局は、申請書に基づく審査を行い、速やかに採択の可否及び補助金額等を決定する。

### (3) 審査結果の通知

事務局は、決定した採択の可否及び補助金額等を文書により申請者に通知する。

### (4) 事業の実施

申請者は、申請内容に基づき事業を実施する。

### (5) 実績報告

申請者は、事業実施完了後、原則として15日以内に支出経費の領収証（原本）及び記録写真を添付のうえ、〔様式2〕若者の多彩な出会い推進事業実績報告書（以下、実績報告書という。）を事務局に提出する。なお、その他の成果物がある場合は、あわせて添付すること。

### (6) 補助金額の確定・通知

事務局は、提出された実績報告書を確認し、その内容が適正と認められる場合、補助金額を確定し、文書により申請者に通知する。

### (7) 補助金の請求

申請者は、補助金額確定後、〔様式3〕若者の多彩な出会い推進事業補助金請求書（以下、請求書という。）を事務局に提出する。

### (8) 補助金の交付

事務局は、提出された請求書に基づき、概ね10日以内に銀行振込により補助金を交付する。なお、振込先は申請団体の専用口座とする。

(9) その他

事業の性質上、概算をもって交付しなければ実施に支障を及ぼすと認められる場合は、概算払をすることができる。なお、概算払による補助金交付後に事業の未実施及び実績額が補助金額を下回った場合は、精算後、補助金を返還するものとする。

ただし、災害その他の止むを得ない事情がある場合はこの限りではない。

**10 事業実施に関する注意事項について**

申請者は、実績報告の際に必要な以下の資料を必ず保管しておくこと。

- (1) 補助対象外経費を含む支出経費の領収証（原本）
- (2) 事業を実施したことが確認できる記録写真
- (3) 参加者及び申込者の年齢・居住地を確認できるもの
- (4) 補助対象となる成果物を確認できるもの

**11 個人情報の保護について**

申請者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別または識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、事業を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、以下のとおり適正に取り扱うこと。

- (1) 申請者が収集する個人情報の範囲は、事業の目的を達成するために必要な範囲内とし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 申請者は、事業実施により取得した個人情報を事業の目的以外の目的に利用してはならない。
- (3) 申請者は、事業実施により取得した個人情報を本人の同意を得ないで他に開示・提供してはならない。事業終了後においても同様とする。
- (4) 申請者は、事業実施により取得した個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

**12 その他**

本要項に定めるもののほか、本事業に関して必要な事項は、ながおか・若者・しごと機構が別に定める。

**【お問合せ先・申請書等の提出先】**

ながおか・若者・しごと機構事務局

〒940-0062

長岡市大手通2丁目2番地6 ながおか市民センター1階

電 話：0258-86-6008

メール：wakamonokikou@city.nagaoka.lg.jp